

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令案について（概要）

令和 6 年 11 月
人材開発統括官付
能力評価担当参事官室

1. 改正の趣旨

- 技能検定制度は、労働者の有する技能及びこれに関する知識の程度を検定し、公証する国家検定制度であり、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づき実施されている。
- シャッター施工職種は、建築物又は工作物の開口部に防災、防犯等の用に供する重量シャッターの施工に従事する職種であり、近年、重量シャッターが高機能化や複雑化していることを踏まえると、シャッター本来の性能や安全性が十分に確保されるためにも、その施工には高度な技能や専門的知識を必要とする。
- 加えて、シャッター施工職種は当該技能を有する人材に対する継続的な需要が見込まれることから、シャッター施工職種を法第 44 条第 1 項に規定する技能検定を実施する職種として追加し、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) 職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）の一部改正
 - 規則別表第 11 の 3 の 3 及び別表第 11 の 3 の 4 に「シャッター施工」を追加する。
 - 等級の区分は、1 級、2 級及び 3 級に区分して行う（規則別表第 11 の 4）。
 - 実技試験の実施方法は、製作等作業試験及び判断等試験により行う（規則別表第 11 の 4 の 2）。
- (2) 職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 77 号）の一部改正
 - シャッター施工職種の指定試験機関として以下の団体を追加する。
名称：一般社団法人日本シャッター・ドア協会
主たる事務所の所在地：東京都千代田区九段南三丁目七番十四号

3. 根拠条文

法第 44 条第 1 項及び第 4 項並びに第 47 条第 1 項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）第 2 条

4. 施行期日等

- 公布日：令和 7 年 1 月（予定）
- 施行期日：公布日